

### ③土地利用の再編等を速やかに 実現できる仕組み等

#### ■具体的な施策等

- 土地の境界復元等
- 文化財保護と震災復興
- 復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進
- 被災地における土地境界の明確化の推進、所在不明の土地所有者情報調査の支援
- 被災地における適正な土地取引の確保

土地の境界復元等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法務省
節	(1) 災害に強い地域づくり	
項	③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成27年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波等で土地の境界が不明となった地域における土地の境界の復元及び土地が不規則に移動した地域における登記所備付地図の修正を実施するため、当該作業を実施すべき地域を特定するための実態調査を宮城、福島及び岩手の各県において実施（平成24年度までに完了）</li> <li>○ 実態調査の結果に基づき、土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正を早急に実施すべき地域において、作業を実施（平成26年度までにおおむね完了）</li> <li>○ 震災により倒壊等した建物について、職権による滅失登記を実施（平成26年度までにおおむね完了（福島県の一部を除く））</li> <li>○ 復興に伴う登記申請を迅速に処理</li> <li>○ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所を開設</li> </ul>		
当面（今年度中）の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城、福島及び岩手の各県において、復興の更なる推進に寄与するため、登記所備付地図作成作業を実施</li> <li>○ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続するとともに、復興に伴う登記申請について、順次、登記を実施</li> <li>○ 被災地における不動産取引の増加に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理</li> </ul>		
中・長期的（3年程度）取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城、福島及び岩手の各県において、復興の更なる推進に寄与するため、平成27年度を初年度とする3年計画により登記所備付地図作成作業を実施</li> <li>○ 宮城、福島及び岩手の各県において、登記特設相談所の開設を継続</li> <li>○ 被災地における不動産取引の増加に伴い、大量に申請される登記を迅速に処理</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登記所備付地図の整備を進めることにより、住宅再建等に係る事業の加速化、まちづくりの本格化、復興道路等の物流基盤の整備といった復興の加速化に資することとなる。</li> <li>○ 復興事業の本格化に伴い、登記の申請・嘱託も増加しているところ、登記手続に関する相談に対応するための登記特設相談所の開設を継続することは、被災者の支援に資することとなる。相談に関する具体的な数値目標を示すことはできないが、ニーズに対して的確に対応することとしている。</li> </ul>		

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

- ・被災県における復興型登記所備付地図作成作業（1 年目）経費 91 百万円【一般会計】
- ・相談委託経費 80 百万円【復興特会】

文化財保護と震災復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i) 津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討する。また、同様の趣旨から、地域における文化財の役割に留意しつつ、文化財保護法の弾力的運用についても検討する。	平成 27 年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災に伴う災害復旧事業は「非常災害のために必要な応急措置」に当たり、名勝等における現状変更の許可を要しないことを、教育委員会に通知(平成 23 年3月 25 日付)。</li> <li>○ 特別名勝松島に関しては、宮城県が関係市町の首長等の参画を得て、現状変更の許可基準を緩和し、特別名勝の指定地内での住宅地整備等を可能にした(平成 24 年1月～)。</li> <li>○ 特別名勝松島の現状変更の許可権限を、特に重大な場合を除いて、宮城県(松島町、七ヶ浜町、利府町)、東松島市、塩竈市に委譲した(平成 25 年4月～)。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 特別名勝松島に関し、地域主導で作成された新たな基準が、県と市によって適切に運用されるよう支援する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 自治体からの個々の指摘・要望を丁寧に伺いながら、必要な措置を迅速に講じる。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 特別名勝松島をはじめとする地域の文化財を適切に修復するとともに、住民生活の速やかな復旧・復興に資する。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
—		

復興整備計画制度を活用した災害に強い地域づくりの推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興庁 農林水産省 国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(i)～(v)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 岩手・宮城・福島県での現地説明会(7月)等において、「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン」を周知徹底。</p> <p>○ 土地利用再編を速やかに実現するため、東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年 12 月 26 日施行。以下「特区法」という。)において、「復興整備計画制度」を創設。</p> <p>＜復興整備計画制度の概要＞</p> <p>協議会(市町村・県等で構成)における協議等を経て、市町村が作成(県との共同作成も可)した復興整備計画に基づく復興整備事業の実施に当たり、以下の特例措置を講じている。</p> <p>① 事業の実施に必要な許可の基準の緩和(市街化調整区域に係る開発許可の立地基準、農地転用許可基準)</p> <p>② 許可・ゾーニング・事業計画に係る手続をワンストップで処理</p> <p>③ 復興一体事業(住宅地と農地等の一体的な整備のための事業)の創設</p> <p>復興整備事業の実施の円滑化のための措置</p> <p>○ 特区法政省令、復興整備計画作成マニュアル等を整備。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 被災地域へ制度の周知徹底を図るとともに、各市町村による復興整備計画の策定を支援。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 復興整備計画に基づく復興整備事業の実施を支援。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 復興整備計画の早期策定と復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を通じて、災害に強い地域づくりを実現。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
—		

被災地における土地境界の明確化の推進、所在不明の土地所有者情報調査の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(iv)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速やかな復旧・復興を図るために、津波浸水区域では約 6,100 点(新設約 2,400 点、改測約 3,700 点)に上る「補助基準点」(地図作成や測量の基礎とするために、地球上の位置を測定した点)を新設・改測し、測量成果を公表している。この成果を活用して、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の復興事業の推進が図られている。</li> <li>○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、宮城県仙台市等の 16 市町において、道路等の官有地と民有地との間の境界情報を国が整備(「官民境界基本調査」)したほか、岩手県大船渡市等の 140 市町村において、被災時に実施中であった地籍調査の測量成果の補正等を支援した。</li> <li>○ 所在不明の土地所有者の調査及びデータの整備・活用を迅速・効率的に行うことにより復興整備事業等の円滑な実施を図るため、調査に不慣れな被災自治体職員にも調査の流れや内容が理解しやすいよう、マニュアル作成を行い、自治体職員への説明会(岩手県、宮城県、福島県)やマニュアルの作成を行った。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、自治体を実施する地籍調査を財政的に支援するとともに、国が官民境界基本調査を実施する。また、自治体による地籍調査の測量成果の補正等を支援する。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、官民境界基本調査を実施するとともに、自治体による復興事業と連携して実施する地籍調査等を支援することとしており、復興の進捗に合わせてこれらを着実に進行する。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地籍調査を未実施である地域において、市町村等が実施する地籍調査を財政的に支援するとともに、官民境界基本調査を国が実施することにより、復旧・復興事業の迅速な実施が可能となる。また、東日本大震災発生時に地籍調査を実施中又は実施済みであった地域において、自治体による測量成果の補正等を支援し、迅速な復旧・復興に貢献する。</li> <li>○ 所在不明の土地所有者の探索・調査及びデータの整備・活用に関するマニュアルを作成・配布し、被災市町村による土地所有者情報調査を支援することにより、復興計画の作成や復興事業の実施の円滑化に貢献する。</li> </ul> <p>【達成すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、平成 27 年度に以下の施策に取り組む。</li> </ul>		

- ・ 千葉県習志野市において国直轄の官民境界基本調査を実施する。
- ・ 東日本大震災発生時に地籍調査が実施中又は実施済みであった福島市いわき市等の11市町において、測量成果の補正等を支援する。また、岩手県宮古市等の7市町において、復興事業と連携して実施する地籍調査を促進する。

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

- ・地籍調査費負担金 198 百万円【復興特会】
- ・官民境界基本調査 25 百万円【復興特会】

被災地における適正な土地取引の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	作成年月
目	(v)	平成 27 年5月
これまでの取組み		
○ 被災3県・政令市(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市)の土地対策担当部署に、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を毎月提供。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災地に毎月提供予定。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 当分の間、登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災地に提供していく予定。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 登記異動情報及び土地の取引価格等に関する情報を被災3県・政令市に提供することで、当該地方公共団体が投機的な土地取引等を防止・監視することができる。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
・ 被災地における土地取引実態調査 10 百万円【復興特会】		